

立川相互病院 入院のご案内

入院中も使用しますので入院当日にご持参ください

入院予定日

月 日 ()

来院時間

：

社会医療法人社団 健生会  立川相互病院

もくじ

診療申込書 兼 同意書

入院療養生活等における重要事項に関する説明書・同意書

面会について

入院準備

- 入院当日(手続き)について…………… 1
- 預り金について…………… 1
- 入院時に準備いただくもの…………… 2

入院中の生活

- 食事…………… 3
- 洗濯…………… 3
- 床頭台について…………… 3
- 外出・外泊…………… 3
- シャワー…………… 3
- 消灯時間…………… 3
- 喫煙について…………… 3
- 病室…………… 4
- 電気製品の持ち込みについて…………… 4
- 転倒・転落について…………… 4～5
- 盗難予防について…………… 5
- 電話について…………… 5
- 災害時の対応…………… 5

せん妄について…………… 6

入院中の歯科治療について…………… 7

入院中の生活

- 入院中の診療・相談について…………… 8
- 面会について…………… 9
- その他…………… 9

退院について

- 入院費…………… 10
- 退院に際して…………… 10
- 診断書や証明書…………… 10
- 入院費の計算方法…………… 11
- 高額療養費限度額認定証の申請について…………… 12

患者さま・ご家族のみなさまへ…………… 14

個人情報について

- 個人情報の利用目的…………… 16

患者の権利憲章…………… 17



入院準備

入院当日(手続き)について

- 当日は、特に指定のない場合は
**午前10:00にサポートセンター入院窓口
までお越しください。**
- 入院の際、現在使用されているお薬をすべてご
持参ください。(内服薬・点眼薬・点鼻薬・水薬・
サプリメントなど)
- 都合により入院日時に来院できない場合は病院
にご連絡ください。

立川相互病院(代表)



0570-052585

手続きに必要なもの

- 診療申込書・同意書(記入してご
持参ください)
- 入院療養生活等における重要事
項に関する説明書・同意書(記入
してご持参ください)
- マイナ保険証と介護保険証、各
種受給者証(老人・特定疾患・身
体障害者・乳幼児等)
- 労災保険の書類をお持ちの方は
ご持参ください。
- お薬手帳をお使いの方はご持参く
ださい。

預り金について

- 以下の場合は、入院費用の一部として入院時に「預り金」をいただきます。

★入院助産 40,000円 ★分娩入院 50,000円

★睡眠時無呼吸検査入院 負担割合1割 10,000円 負担割合2割 20,000円
負担割合3割 30,000円

- 預り金の「預り証」は退院精算時に必要ですので、大切に保管してください。
- 食事は一部負担金を頂いています。
- 差額室料について
個室・2人部屋とも、いただいております。個室の使用
は病状によって決めさせていただいておりますので、ご了
承ください。
- 当院外来予約と入院について
入院期間中に、もともと予約していた外来日が重なった場
合、基本的に入院中の他科診療はできないため、入院前
に外来へ電話連絡し、予約の変更をご相談ください。



入院準備

入院時に準備いただくもの *必ず持ち物にお名前をご記入ください

- 当院では入院時必要なものをレンタル・購入できるシステム(アメニティシステム)を導入しています。アメニティシステム及び床頭台(テレビ・冷蔵庫)ご利用は業者との直接契約となります。
- 当院は、入院中の患者様個人あての配達物及び郵便物の病院への直接送付を禁止しております。入院生活に必要な物品につきましては、あらかじめご準備ください。

		ご自身で 用意される方	アメニティシステムを ご利用の方
薬	現在服用されている薬	○	○
	目薬類	○	○
	軟膏類	○	○
	お薬手帳または説明書	○	○
寝衣類	病衣	○	
	下着類 (▲)	○	○ (オプションで ご購入可能です)
	院内用靴 (▲) (転びにくい室内靴 スリッパ・サンダル禁止)	○	○ (オプションで ご購入可能です)
日用品	タオル(大・小) (▲)	○	
	紙おむつ類 (▲)	○	
	尿とりパット (▲)	○	
	汚れ物を入れるビニール袋	○	○
	ティッシュ (▲)	○	
	歯ブラシ (▲)	○	
	マウススポンジ (▲)	○	
	歯磨き粉 (▲)	○	
	コップ (▲)	○	
	入れ歯ケース	○	
	ひげそり(T字カミソリ) (▲)	○	
	電気シェーバー	○	○ (オプションで ご購入可能です)
	ヘアブラシ (▲)	○	
	シャンプー (▲)	○	
	リンス (▲)	○	
	ボディーソープ (▲)	○	
普段お使いの医療機器 (血糖測定器・CPAP)		○	○

持ち込み可

- T字カミソリ
- 電気カミソリ
- 爪きり 等



持ち込み不可

- ハサミ
- カミソリ
- ナイフ類 等



コンビニエンス
ストアについて

当院に隣接した
ローソンを
ご利用ください
(24時間営業)

* (▲) コンビニエンスストアにあるもの

入院中の生活

食事

朝食 7:40頃 **昼食 12:00頃**
夕食 18:00頃

- 検査や治療で食事を遅らせる場合は「絶食」扱いになります。検査後に食事を依頼される場合は、看護師に申し出てください。検査後食は、「パン・牛乳・果物」となりますのでご了承ください。
- 小児科などで提供させていただく午後3時の「おやつ」は夕食を提供する患者さまを対象とさせていただきます。
- 治療食を召し上がっていただいております。持ち込みを希望される場合は、医師、看護師にご相談ください。
- 入院中、患者さま同士の食べ物のおすそわけ、出前による食事・差し入れ等をご遠慮ください。

洗濯

- 各病棟のコインランドリーをご利用いただくか、ご自宅にお持ち帰りください。

床頭台について

- テレビ・冷蔵庫・コインランドリーのご利用は業者への申込みが必要です。日額制となります。コインランドリーのみ場合は随時現金でご利用いただけます。
- 業者への申込みがなくても、床頭台とカギ付き保管庫はご利用いただけます。

外出・外泊

- 主治医の許可が必要です。医師・看護師にお申し出ください。

シャワー

- 医師・看護師の許可が出た場合はシャワーをご利用いただけます。
- 場所と時間については、入院時にご案内致します。
- ご利用時は、所在確認のため、必ず担当看護師に伝えてください。
- ご利用前に必ずナースコールの位置をご確認ください。

消灯時間

- **22:00 消灯**
(テレビも22:00を過ぎると電源が切れます)

喫煙について

- **病院の敷地内は全面禁煙です。**
入院療養中の患者さまおよびご家族・ご面会の方は、病院敷地内での喫煙をご遠慮ください。



入院中の生活

病室

- 病状などで病室を移動していただく場合がございますのでご了承ください。
- 誤認防止のため病室に氏名を掲示しています。掲示を希望しない方は看護師にお申し出ください。
- 付き添い…付き添いの必要はありません。ご家族で希望される場合は医師・看護師にご相談ください。
- 差額室料…個室、2人部屋とも差額室料はいただいております。但し、個室の使用は病状によって決めさせていただいております。

電気製品の持ち込みについて

- 持ち込み可能な電気製品は次のとおりです。持ち込む際は職員に声をおかけください。

携帯電話・スマートフォン・ノートPC・CDプレイヤー・DVDプレイヤー・携帯ラジオ・デジタルオーディオプレイヤー・電動歯ブラシ・電気シェーバー・ヘアドライヤー・小型扇風機・その他主治医が認めたもの。

- 持ち込んだ電気製品の使用については治療上の判断や周囲への影響などを考慮して控えていただく場合があります。
- 音の出る電気製品は必ず、消音設定にするかイヤホンをご使用ください。
- 電気製品の紛失・故障等の対応は負いかねます。個人の責任で管理していただくようお願いいたします。

転倒・転落について

立川相互病院では、院内での転倒予防を呼びかけています。



①スリッパやサンダルはやめましょう

スリッパやサンダルは脱げやすく、思わぬところでつまづくことがあります。かかとの保護がある歩きやすい靴をご用意ください。

②ベッドからの起き上がり、夜のトイレは足元に注意して

ベッドから起き上がる時、特に夜間にトイレに行くときは、足元に十分注意しましょう。枕元の明かりをつけて移動しましょう。

盗難予防について

- 床頭台にカギ付き保管庫がございますが、入院の際は高額な現金・貴重品をお持ちにならないようお願いいたします。紛失等に関しましては当院は責任を負いかねます。盗難にはご注意ください。保管庫のカギは大切にご携帯ください。

電話について

- 入院中の患者さまへの電話の取次ぎは原則的にお断りしています。
- 病室では携帯電話は使用できません。携帯電話の通話は決められた場所をご利用ください。
- マナーモードに設定し、他の方の迷惑にならないよう、ご協力ください。

災害時の対応

- 火災・地震等の不測の事態が生じた場合には、医師・看護師・職員の指示に従い、落ち着いて行動していただきますようお願いいたします。



③不安なときは、主治医、看護師に相談しましょう

不安があるときには、主治医、看護師に遠慮なく相談しましょう。



④手すりや杖を利用しましょう

廊下や階段は手すりを持って移動しましょう。大丈夫と思っていても、療養中は筋力や体力が落ちていきます。

⑤足元がふらつく作用がある薬を飲んでいませんか？

眠れないときの薬を飲んだあとは、体に力が入らないことがあります。寝る支度を済ませてから服用してください。定められた量を飲んでも眠れないときは医師にご相談ください。



せん妄について

せん妄とは？

- つじつまの合わないことを話す
- 怒りっぽくなる、そわそわして落ち着かない
- 場所が分からない、家族のことがわからない
- 変なものが見える
- 説明しても、理解しない
- 意識がぼんやりしたり、逆に夜に眠れない
- 認知症？ 気がおかしくなった？
- なんとなく、様子がおかしい

どうしておこるの？

病気により体の調子が悪くなることで、脳も調子が一時的に悪くなるのが原因です。治療のお薬や、環境、持病なども影響することがあります。

認知症と誤解されやすい症状が現れますが、全く別のもので原因がよくなれば元に戻ります。

せん妄になりやすい人は？

高齢の方、お酒の量が多い方、認知症あるいは普段から物忘れのある方、視力が低下している方や難聴がある方、以前にせん妄になったことがある方などがなりやすいといわれています。

せん妄になると…

せん妄は突然発症し、一日の中でも調子の良い時間や、悪い時間があります。予想できない行動をとることがあり、転倒しての怪我、治療に必要なチューブを抜いてしまうな

ど、ご本人にとって危険な状態になることがあります。ご本人は、寝ぼけたようなぼんやりした感じになり、周囲の状況などが飲み込めず、不安を強く感じる人が多いようです。

どのように治療することができるでしょうか？

せん妄はもともとの病気と密接に関連しています。まず病気の治療がうまくいくことが大切です。その上で、脳の機能の乱れを改善する薬を使用したり、**患者さまが安心できるような環境の調整**を合わせて行います。

ご家族様へのお願い

少しでも、普段に近い環境で安心して過ごしていただく為に是非下記のものをご準備ください。

- カレンダーや時計
- 家族の写真
- ラジオ、好きなCD
- 趣味の道具、愛着のあるもの
- 補聴器、メガネ、入れ歯



また、ご家族や友人などとの慣れ親しんだ人との会話は、不安を感じておられる患者さまにとって大きな安心となります。ご家族へ電話で話ができるよう依頼することがあるかもしれませんがのご協力ください。その際、患者さまがつじつまの合わない話をされたときには、無理に間違いを正す必要はありません。いつも通りの落ち着いた言葉かけをお願いします。

入院中の歯科治療について

当院では歯科と連携し、口腔管理に力を入れております。

入院治療中、お口のトラブルによって熱が出たり、肺炎などにより入院期間が延びることや治療自体に支障を来すこともあります。

そのため当院では歯科医師、歯科衛生士が回診し、治療やケアが必要な場合は、対応させていただきます。

お口のトラブルを予防・改善し、治療を円滑にするためにご協力をお願いします。

**入院中、歯科治療をご希望される方は、
医師または看護師にお気軽にお声かけください。**

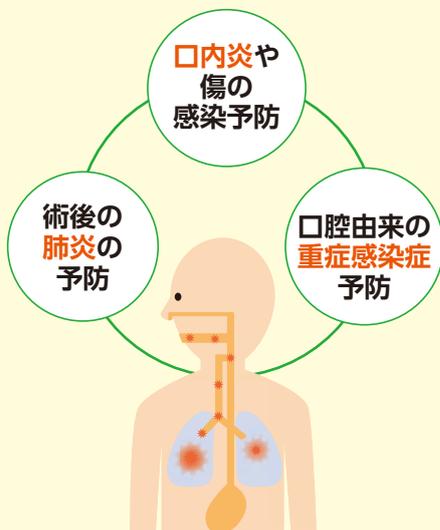
*歯科治療に関しましては料金が発生致します。

詳細は歯科医師、歯科衛生士におたずねください。



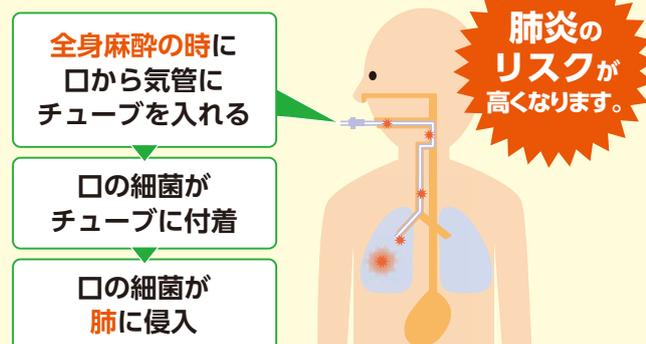
特にがん治療、手術を受けられる 患者さまは歯科受診をお勧めします。

がん治療中は免疫力が低下し、健康時にはかかりにくい細菌感染や口内炎が生じ口の状態が悪くなりやすいため、この時期に口腔内を清潔にしておくことが重要です。



全身麻酔手術では口からのどの奥を通して肺の近くまで呼吸をサポートするチューブを入れます。口の中が汚れていると大量の細菌が本来清潔でなければならない気管・肺の中に押し込まれ、肺炎のリスクが高くなります。

歯垢1mg：約1億個の微生物
口腔内：4000億個の微生物



入院中の生活

入院中の診療・相談について

1 診療する医師について

- 当院はチーム医療を重視しています。
- 病気や診断などについては主治医が十分に説明します。
- 治療方針などに不安やご不明な点がある場合は、主治医にご相談ください。
- セカンド・オピニオン(主治医以外の医師の意見)をご希望の方は、医師や病棟看護師にご相談ください。
- 当院は厚生労働省臨床研修病院として、地域に根ざした医師養成のため積極的に研修医の育成を行っています。研修医が担当となった場合、指導医が主治医となり、安全への配慮の下で医療行為を行います。ご了承の上ご理解とご協力をお願いします。

2 安全・信頼の医療のために

当院では、患者さまの安全・信頼の医療を確保するために、患者さま識別バーコードリストバンドの着用をお願いしています。患者さまのお名前を確認させていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

3 看護体制について

看護師は1日3交代または2交代で看護しています。ご不明な点、ご質問などがございましたら、ご遠慮なくお声掛けください。

4 困った時の相談窓口(サポートセンターのご案内)

- 入院費や退院後の療養に関する相談、各種福祉制度の活用方法などの相談は、1階のサポートセンターがお受けします。
- 医療・療養に関する相談、医療安全に関する相談、療養環境・整備・職員の接遇などに関する相談やご意見は1階のサポートセンターでお受けします。

★相談窓口の受付時間★

平日 9:00 ~ 12:00

13:00 ~ 17:00

土曜 9:00 ~ 12:00

5 カルテ開示について

- ご希望の方は、1階会計窓口にご申請ください。
- カルテを印刷してお渡しします。(申請から2週間ほどお時間を頂いております)
- 事務手数料と実費相当額をいただきます。

6 入院中に他の医療機関への受診を希望される場合

- 入院中に他院外来の受診を希望される場合は、必ず病棟の主治医か看護師にご相談ください。
- 入院中の他院受診は、保険が適応されない場合が多くあります。
- ご連絡なしに患者さまご本人、またはご家族等が他院を受診された場合、当該受診に係わる費用を患者さまに全額ご負担いただく場合があります。

面会について

1階の面会受付にて申込書をご記入後、面会許可証をお受け取りください。お帰りの際は1階のゴミ箱に破棄してください。

★ 面会時間 ★

15:00 ~ 20:00

18:00以降と休日の面会受付は、夜間入口をご利用ください。

*患者さまの療養優先のため、上記時間をお守りください。

- 防犯上、面会許可証を掲示されていない方の病棟・病室への立ち入りはお断りしています。ご理解・ご協力をお願いいたします。

- 感染症に罹患中の方の面会は、固くお断りいたします。
- 患者さまの病状等によっては面会を制限させていただく場合がございます。

禁止事項

*大声を出したり、飲酒、大人数での面会などはほかの入院患者さまのご迷惑になるので、お断りします。

*発熱・下痢・咳など体調不良の方は面会をご遠慮ください。また、院内感染の予防のため、中学生未満のお子様は面会できません。

*院内の衛生管理上、生花の持ち込みはご遠慮ください。

その他

- 病院・職員に対する謝礼・お心付け等はお受けしておりません。
- 入院患者さまへのアンケートを実施しています。より良い病院にむけ改善したいと考えています。退院の際に1階受付会計窓口にお出しいただくか、後日、病院宛てにご郵送ください。

医療費のお支払いが困難な方は、サポートセンターにご相談ください。

当院は、生活困難な方を対象に「無料・低額診療事業」を実施しております。ご利用についてはソーシャルワーカーがお話を伺います。

退院について

入院費

- 入院費は月末締めで計算し、請求書は翌月10日ごろに病室までお届けします。退院までにお支払いをお願いいたします。
- クレジットカードのご利用が可能です。
- 入院費の領収書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

退院に際して

- 退院の許可が出ましたら、看護師が退院日の相談にうかがいます。
- 退院日の前日または前々日に入院費用の概算をお渡しします。
- 退院時間は原則9:30です(変更になる場合もございます)。
- 退院時の清算は9:30以降、概算書を添えて、直接1階の会計窓口にお越しください。
- 退院の際、以下の確認をお願いします。
 - 保管庫のカギの返却
 - テレビのリモコン
 - 退院処方薬(ある場合は、当院よりご説明いたします)
 - 退院後の外来受診の有無

診断書や証明書

- 診断書および書類を依頼される場合は、1階総合受付にお申込みください。診断書によっては、期間や症状が確定しないと作成できない書類があります。
- 入院期間を証明する書式は、退院日以降(退院日を含む)にお申込みください。なお、発行までには原則2週間頂戴しておりますので余裕をもってお申込みください。
- 証明書類のお申込みの際には、ご本人様確認のため、身分証明書をご提示いただいております。ご本人様以外の方がご持参される場合は、ご家族でもご本人の委任が必要です。この際、代理の方の身分を証明するものを必ずお持ちください。ご提示が無い場合は、お預かりできないこともありますので、ご了承ください。

*診断書・証明書は有料となります。

*文書類の郵送は致しかねますのでご了承ください。

診断書受付(総合受付窓口)

月～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00

入院費の計算方法

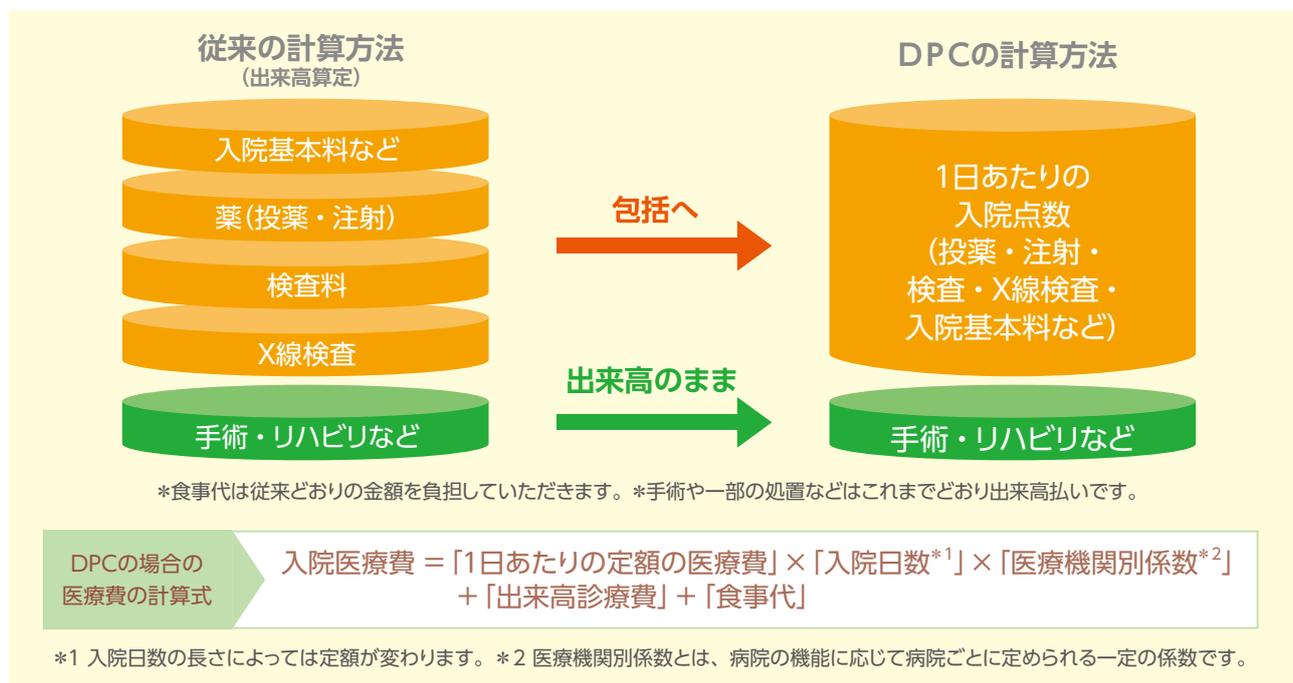
当院は厚生労働省指定により、DPC(包括払い)対象病院となっております。
これにより入院費の計算方法は以下のとおりです。

*外来診療費の計算方法は変更ありません。

〈制度概要〉

従来の入院医療費算定は、検査や投薬など診療行為ごとの合計を計算した「出来高方式」でした。DPC制度とは、まず、入院期間中の治療で最も医療資源を費やした1つの病名に対し、処置・合併症などの条件を組み合わせで診断群分類を導き出します。

そして、診断群分類ごとに定められている1日あたりの定額の医療費と入院日数を掛けて、包括的に全体の入院医療費を算定する制度です。(定額医療費は入院日数に応じて3段階に分かれています)



退院について

高額療養費限度額認定証の申請について

病気やケガの治療で医療費が高額になった場合に、「限度額認定証」を病院に提出すれば、病院への支払いを軽減できます。入院の際には入院窓口に資格確認書とともにご提出ください。

マイナ保険証をご利用の方はカードリーダーに通す際に「限度額情報の表示」にご同意頂く事で「限度額認定証」の提示が無くても制度を適用することが可能です。

「限度額認定証」の発行手続き等は、加入されている社会保険や国民健康保険等によって異なりますので、各保険窓口でご相談ください。

*入院の時期があらかじめわかっている方は、入院前に手続きができます。

*緊急入院など、入院前に手続きができなかった場合でも、同一月内に入院窓口へ提示いただければ、ご利用できる場合がありますので、お早めに申し出ていただき、ご相談ください。

〈70歳未満の方。1か月の自己負担限度額〉

	所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア	標準報酬月額83万円以上の方	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
②区分イ	標準報酬月額53万～79万円の方	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ	標準報酬月額28万～50万円の方	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ	標準報酬月額26万円以下の方	57,600円	44,400円
⑤区分オ (低所得者)	被保険者が市区町村民税の非課税者等	35,400円	24,600円

注)「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

*総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

*療養を受けた月以前の1年間に3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。



〈70歳以上75歳未満の方。1か月の自己負担限度額〉

	適用区分	外来+入院 (世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	
現役 並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1% 〈多数回 140,100円 ^(※2) 〉	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% 〈多数回 93,000円 ^(※2) 〉	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% 〈多数回 44,400円 ^(※2) 〉	
一般	課税所得 145万円未満の方 ^(※1)	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 〈多数回 44,400円 ^(※2) 〉
住民税 非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯 ^(※3)	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) ^(※3)		15,000円

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。

〈75歳以上の方。1か月の自己負担限度額〉

負担割合	所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690万円	252,600円+ (10割分の医療費-842,000円) × 1% 〈多数回 140,100円〉	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380万円	167,400円+ (10割分の医療費-558,000円) × 1% 〈多数回 93,000円〉	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145万円	80,100円+ (10割分の医療費-267,000円) × 1% 〈多数回 44,400円〉	
2割	一般Ⅱ	6,000円+ (10割分の医療費-30,000円) × 10% または18,000円のいずれか低いほう	57,600円 〈多数回 44,400円〉
1割	一般Ⅰ	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 〈多数回 44,400円〉
	住民税非課税等で 区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	住民税非課税等で 区分Ⅰ	8,000円	15,000円

患者さま・ご家族のみなさまへ

救急や手術等の治療を行う急性期病院としての
役割を發揮するため、早期の退院への協力をお願いいたします

立川相互病院は、誰もが安心して無差別平等の良い医療を受けられることを理念とし、
人権が大切にされる医療活動を進めています。

急性期の病院として、救急や手術等の処置を要する患者さまどなたでも
必要な医療を受けられるようにすることが私たちの大切な使命です。

急性期を過ぎてのリハビリテーションや療養は、
他病院への転院や在宅療養をお願いしております。
当院の平均入院期間は約11日となっております。

転院や在宅療養についてのご相談は、入院前からお受けしております。
医師、看護師、サポートセンターにご相談ください。

立川相互病院 病院長



当院は臨床研修医を育てる病院です(基幹型臨床研修病院)

臨床研修医とは医師国家試験に合格し、2年間の研修期間中の医師です。

当院は、厚生労働省が指定する「基幹型臨床研修病院」として、地域に根ざした医師養成のため積極的に研修医の育成を行っています。研修医が担当医となることがありますが、指導医による指導の下で医療行為を行っており、安全の確保に努めております。

また、患者様におかれましては、将来を担う医師を職員と一緒に育てるお気持ちで、ご理解ご協力の程お願い致します。

なお、ご心配なこと、お気づきの点がございましたら、最寄りの職員や病院一階患者相談窓口へ遠慮なくお申し付け下さい。

医師研修の理念

1. 将来どのような分野や場所で働くにも共通する基本的な力量(知識・技術・態度)と生涯学習の習慣を持った医師を養成する。
2. 地域の第一線の医療機関として、安全性とチーム医療を重視し、地域の人々のために生命と健康を守る医師を養成する。
3. 深い社会認識と倫理観をもち、人権意識を高め、無差別平等の医療を行う医師を養成する。



医師研修の基本方針

1. 2年で地域医療を担う医師として基礎的な診療能力と労働と生活の背景から患者を捉える視点を身につける。
(基本的診療能力)
2. 予防・健康づくりから在宅医療、終末期医療まで、地域医療の全体像を理解し、その地域の中で展開する民医連医療・医療機関の存在意義について理解する。
(医療観・民医連への理解)
3. 患者にかかわる各職種の役割を理解し、チーム医療を実践する。
そのチームが十分な力を発揮するように、民主的な運営を行い、リーダーとして働きかけることができるようになる。
(チーム医療)
4. 平和で健康に生きる権利、基本的人権について、地域の人々とともに考え行動し、人権意識を磨く。
(プライマリ・ヘルスケア、ヘルスプロモーション、人権意識と行動)

個人情報について

個人情報の利用目的

【医療の提供に必要な利用目的】

1. 適切な医療サービスの提供のため（検診・健診・ドックを含む）
2. 病院事務・管理を適切に行うため
 - 1) 入退院等の病棟管理
 - 2) 会計・経理
 - 3) 質向上・安全確保・医療事故あるいは未然防止等の分析・報告
3. 法令・行政上の業務の対応のため
 - 1) 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
 - 2) 第三者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告
4. 保険請求業務のため
 - 1) 保険請求業務
 - 2) 保険事務の委託
 - 3) 審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
 - 4) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
5. ご家族への病状説明等の適切な医療を提供するための情報提供
 - 1) 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - 2) 他の医療機関等からの照会への回答
 - 3) 診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 4) 検体検査業務の委託・その他の業務委託
 - 5) ご家族等への病状説明
 - 6) 事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知

【上記以外の利用目的】

1. 医療機関等の管理運営業務のうち
 - 1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 2) 医師・看護師・薬剤師・検査技師・放射線技師・理学療法士・栄養士・医療事務等の学生実習への協力
 - 3) 医師・看護師・薬剤師・検査技師・放射線技師・理学療法士・栄養士等の教育・研修
 - 4) 症例検討・研究及び剖検・臨床病理検討会等の死因検討
 - 5) 研究、治験及び市販後臨床試験の際は、関係する法令、指針に従う
 - 6) 治療経過及び予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
 - 7) 安全・防犯のための監視カメラによるモニタリング
2. 学会・医学誌等への発表
 - 1) 特定の患者・利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。
3. 医療サービスの向上、健康づくりの情報提供のうち
 - 1) 当院からの、友の会ご案内
 - 2) 案内を希望されない場合は、同意書の個人情報取り扱いに関するご意見・ご希望欄に「友の会案内不要」とご記入ください。この場合、医療サービスの提供に不利益はありません。

患者の権利憲章

患者は、憲法に保障された人権にもとづき、人間としての尊厳をもちながら医療を受ける権利があります。医療は患者と医療提供者とが互いに信頼関係を築き、協働(共同)してつくりあげるもので、患者の医療への参加が大切です。

地域のひとびとのいのちと健康を守ることを使命とするわたしたちは、以下ように「患者の権利章典」を制定します。

①患者は何人も差別されることなく良質の医療を受ける権利があります。

何人も差別されることなく適切な医療を公平に受ける権利があります。

最善の効果が得られるよう、現在の医学水準に従い安全な医療を受ける権利があります。適切な連携のもとで継続性のある医療を受ける権利があります。

②患者は自分の治療について自己決定する権利があります。

自己決定を行う上で必要な情報を得る権利があります。

いかなる診断手続きや治療を受けることを承諾する、または拒否する権利があります。検査や治療の目的、見込まれる結果、行わない場合に予測されることがはっきり理解できるように説明を求める権利があります。医学研究、教育の被験者になることを拒否する権利があります。

③患者は診療情報の開示を求めることができます。

自分の診療録に記載された情報の開示をもとめることができます。

④患者は医師や病院を選択する自由があります。

医師や病院、保健サービスを自由に選択し、変更する権利があります。

医療のどの段階でも別の医師の意見を求める権利があります。

⑤患者は個人情報保護される権利があります。

健康状態、症状、診断、予後、治療に関するすべての個人情報の秘密を病院は守ります。

⑥患者は健康教育を受ける権利があります。

自ら健康維持に努められるように、必要な教育を受ける権利があります。

⑦患者は個人の尊厳が守られる権利があります。

ひとりの人間として大切に扱われる権利があります。

2002年 10月 1日 制定

2008年 1月22日 改訂

〒190-8578 東京都立川市緑町4番1

 **0570-052585**(代表)

健康保険・国民健康保険・生活保護・労災保険・感染予防・公害・母性保護・身体障害者医療・原爆(一般・健診)・東京都指輝自立支援医療機関(育成医療・更生医療 腎臓)・東京都指定自立支援医療機関(精神通院医療)・医療被ばく低減施設認定
 その他(健康相談・生活相談・健康診断・栄養相談・療養指導)



● 交通アクセス

徒歩：JR立川駅北口から8分

多摩都市モノレール立川北駅から7分

バス：JR立川駅北口バス停より

立飛東門循環(立飛東門・立飛本社回り)

玉川上水駅南口行(立飛東門経由)

玉川上水駅南口行(高松バイパス経由)



立川地方合同庁舎下車

(立川駅北口バス停から1つ目のバス停)

● シャトルバスのご案内

ふれあいクリニックからはシャトルバス(無料)が運行しています。

運行時間：(平日) 8:00 ~ 18:00

(土) 8:00 ~ 11:30

患者さま、お見舞いの方、どなたでもご利用できます。

● 駐車場のご案内

病院に隣接したパーキング(有料)があります。

立川相互錦町クリニック

〒190-0022 東京都立川市錦町1-16-15

TEL.042-512-8720(代表)

立川相互ふれあいクリニック

〒190-0022 東京都立川市錦町1-23-4

TEL.042-524-1371(代表)